

令和●年 ●月 ●日

都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部(局)長 殿

記載例

申請者 住所 ○○県△△市□□□

氏名 ●●水産株式会社
代表取締役 厚生太郎

シンガポール向け輸出ふぐの衛生証明申請書

シンガポールに輸出する下記のふぐについて、シンガポール向け輸出水産食品の取扱要綱に基づき申請いたします。

- 荷送人氏名、所在地：
●●水産株式会社 ○○県△△市□□□
●● SUISAN., LTD. □□□, ▲▲-City, ○○-Prefecture, Japan
- 荷受人氏名、所在地：
SINGAPORE FUGU., LTD.
▲▲, ○○road, Singapore
製品が複数ある場合には任意様式により別紙添付可
- 製品の名称：冷凍トラフグ切り身 (FROZEN TORAFUGU Fillet)
- 包装数量及び正味重量：○○ CT / ○○ kg (N/W)
- 原料ふぐの種類及び部位：トラフグ/筋肉 (Takifugu rubripes/muscle)
- 原料ふぐの漁獲海域：日本海 (Japan sea)
- 処理施設名称、所在地及び認定番号：
●●水産株式会社 ○○県△△市□□□ SG○○○○○○○
●● SUISAN., LTD. □□□, ▲▲-City, ○○-Prefecture, Japan
原料ふぐの学名を記載
- ふぐ処理者：厚生太郎 資格取得年月日：20○○年○月○日
- 処理(加工)年月日：□□ AUG. 20○○
- 輸出年月日：□□ AUG. 20○○
- 輸送の方法(海路/空路)：空路 (by air)

【誓約事項】

当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

- 上記記載事項が正しいこと。
- 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
- 調査が必要と認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
- 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。
- 内臓などふぐの有毒部位を除去するための資格を持つと都道府県知事等が認めた者が処理しており、食用に適するものであること。
- 衛生証明書を発行する際に、追加資料の提出を求められた際には、速やかに提出すること。

- (7) 養殖されたふぐの皮（ヒレを含む）及び精巢は、「ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針（ガイドライン）について」（令和2年5月1日付け生食発0501第10号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）に基づき認定されたふぐ処理者により処理されたものであること。

（申請書の記載等に関する注意事項）

1. 記入は日本語、英語の併記によること。
2. 「製品の名称」については、商品や当該食品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。
3. 「原料ふぐの種類及び部位」のふぐの種類については、標準和名を記載すること。
4. 「原料ふぐの漁獲海域」については、養殖のふぐの場合は、その養殖場を記載すること。
5. 「処理（加工）年月日」が複数存在する場合は、○月○日から△月△日までと記載すること。